

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第1回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

- 1 日時  
平成15年7月31日（木）13：30～15：55
- 2 場所  
名古屋高等裁判所中会議室
- 3 出席者  
（委員）大内捷司，大島宏彦，大塚清明，河野正憲，山田万里子（敬称略）  
（庶務）立川名古屋高裁総務課長，村田名古屋高裁総務課課長補佐  
（説明者）田近名古屋高裁事務局長
- 4 議題
  - （1）委員長選出等
  - （2）協議
  - （3）次回の予定について
- 5 配布資料  
○指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）（添付略）  
（参考資料）
  - （1）名古屋高等裁判所管内図
  - （2）名古屋高等裁判所管内組織一覧表
- 6 議事
  - （1）名古屋高等裁判所長官あいさつ  
名古屋地域委員会の開催に当たり，濱崎恭生名古屋高裁長官からあいさつがされた。
  - （2）地域委員長選出及び就任あいさつ  
委員の互選により，大内委員が地域委員長に選出され，大内地域委員長から就任あいさつがされた。
  - （3）地域委員長代理の指名  
地域委員長から，地域委員長代理として河野委員が指名された。
  - （4）地域委員会議事手続について  
協議の結果，次のとおりとされた。
    - ア 地域委員会は地域委員長が招集する。
    - イ 議事は非公開とする。

ウ 議事の記録方法として、議事要旨を作成する。議事要旨については、地域委員長の承認を得て確定する。

エ 個別的、具体的な人事に関係しない地域委員会のスケジュールや一般的な手続・基準に関する議事についての議事要旨は、原則として、適宜の方法で公開することとし、個別的、具体的な人事に関する部分の議事要旨については非公開とする。

なお、適宜の方法として、当面、名古屋高裁のホームページで公開する。

(5) 説明者の出席、入室

裁判官の任命手続の実情、名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから、田近名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

(6) 協議 (■：委員長，○委員，●：庶務，▲：説明者)

協議に先立ち、地域委員長から、指名諮問委員会制度の趣旨・目的、地域委員会の機能・役割等について説明がされた。

説明者から下級裁判所の裁判官の任命手続の実情、名古屋高裁管内の実情等について説明がされた。

庶務から、「指名の適否について審議する手順・方法について（暫定版）」に基づき、中央の委員会における協議内容の要旨について説明がされた。

名古屋地域委員会における情報の収集、取りまとめ、報告の在り方について協議された。

■：まず、判事補から判事への任命・判事の再任の場合について協議を進めたい。

○：個別の事項を協議する前に、地域委員会の役割について認識しておかなければいけない。地域委員会は、判断する機関ではなく、情報を収集し、提供する機関であることは、委員長の説明のとおりであるが、だからといって地域委員会の役割をあまり限定的にとらえすぎるのはどうかと思う。中央のレベルでは、現実的な制約を考えれば、重点審議者の振り分けは当然のことであろうが、地域委員会の役割としては、できるだけすべての対象者について、工夫をしながらしっかりと十分な正確な情報を集めるという意欲を持ってやらないといけないと思う。司法制度改革審議会意見書の、十分かつ正確な資料・情報に基づいて、委員会が実質的に判断できるよう、しかも、すべての対象者がこの機関の実質的な判断を経ないといけないという趣旨からもそうであると思う。

また、同意見書には、「後記3.の「裁判官の人事制度の見直し（透明性・

客観性の確保)」に掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする。」とわざわざ記載されているが、この見直しは、まだ始まったばかりである。今までの人事制度は、所長がいろいろな方から意見を聞いて、的確な評価をしようと努力されたものだと思うが、必ずしも透明性・客観性の確保がされていなかった。今回、中央委員会に出てくる報告書は、残念ながら、見直しをされる以前の過去の資料である。これから新しい人事制度に基づいて出てくる評価については重視できると思うが、これまでの裁判所の報告書をあまりに重視すべきではない。そういう意味で、初回の地域委員会の役割は非常に大きいので、しっかりと情報を集めるべきだと考える。

- ：現在検討されている裁判官の新しい人事評価制度は、裁判所の内部の情報収集し、適正な評価を行うことは当然として、外部からの人事評価に関する情報を受け付け、これを評価において斟酌し、総合的な判断を行うようにする方向で検討が進められている。一般国民も、必要があれば、裁判官の評価に関する情報の提供ができる、というシステムが基本的に構想されている。
- ：外部からの情報をシステムとして受け付けるという態勢ができるかもしれないということか。
- ：制度としてきちんと整備されることになるだろう。（検討状況について説明がされた。）

中央の取りまとめの1(2)の第2項のところに、地域委員会における情報収集の基本的な方法について、中央委員会の取りまとめがある。ここでは、管内の検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、それに関する情報を、一般的に、検察官又は弁護士個人から情報提供を受けることとされているが、これは、管内のという前提はあるものの、重点審議者に限らない、名簿登載者全員についてのものを受け付ける趣旨である。そういう意味で、第一次的振分けは、裁判所から提供される報告書に基づいてなされるとしても、個々の情報については全員について十分な情報提供をしてくださいという姿勢で臨むということになるのではないかと思う。

- ：それはそうだと思う。重点審議者についてだけ情報を提供してくださいということになれば、重点審議者が誰か分かってしまうので、それこそ問題である。
- ：重点審議者かどうかは、委員会内部の人しか知らないということにしなければいけない。重点審議者に関しては、それ以外の者と区別することなく、一般的にそういう形で情報収集すべきであるということのほかに、この問題

について特に調べてくださいということが、中央委員会から要請されることがあるかもしれない。そうした場合には、一般的方法以外の方法で、いかにして地域委員会が情報を収集し、適切な情報の提供を実現するかということが問題となる。

○：中央の取りまとめは、情報の提供主体として、検察官，弁護士以外はだめだということではないだろう。

■：そのとおりであり，地域委員会は，外部の一般私人から情報提供があれば，いつでも受け付けるという態勢になろうかと思う。

○：当事者，証人，傍聴人等，いろいろ裁判に関わった者が情報を提供したいというときのために，こういう方法があることを広報することになるのか。

■：先ほど議事手続について取りまとめたとおり，制度一般に関しては，地域委員会の議事要旨として，高裁のホームページに掲載されることになるであろう。ただ，外部から提供された情報の的確性，客観性の検証が重要であり，提供された情報をどこまで斟酌すべきか，不利益情報として中央の委員会へ報告すべきか，誤解に基づくものであり，報告を要しないか，あるいは，コメントを付して報告すべきかについては，当委員会において十分検討すべきであろう。

■：先ほど重点的審議者であるか否かが外部に明らかになるのは問題であるとの指摘があったが，まず，当地域委員会での情報収集における留意事項として，「当地域委員会は，指名候補者についての指名の適否に関する情報の収集に当たっては，裁判官及び司法権の独立を侵害するおそれがないよう注意するとともに，指名候補者の名誉やプライバシー等の保護にも十分な配慮をすることとする。」ということによろしいか。

○：異議なし。

■：次に，「当地域委員会は，検察官，弁護士以外の個人から指名候補者に関する情報が提供された場合には，これを受領することとし，情報の取りまとめに当たっては，情報の的確性，客観性について別途検証する。」ということによろしいか。

○：異議なし。

■：次に，中央の取りまとめの1（2）の第3項は，「地域委員会は，委員会から，以上の情報収集活動のために必要となる資料として，指名候補者の名簿及び管内の指名候補者の略歴を記載した書面の提供を受ける。重点審議者については，これに加え，所長等が作成する「報告書」の提供を受ける。」ということだが，了解ということによろしいか。重点審議者以外の者につい

て、いろいろ情報を収集したところ、大きな問題があった場合、その人に関する報告書が必要になるという場面も考えられる。こうした場合は、「地域委員会は、中央委員会から提供された資料に基づいて情報を収集するが、重点審議者とされていない者についても、指名の適否に関する特段の情報が存在しうるため、必要があると判断した場合には、地域委員会は、中央委員会に対し、具体的な必要性の根拠を示して、所長等が作成する「報告書」の提供を求めることとする。」ということを確認した上で了解ということによろしいか。

○：異議なし。

○：指名候補者に対する面接についてであるが、中央委員会では、多人数の候補者に対して面接を原則的に行うようなことは現実にも困難であるが、地域委員会においては、指名候補者に対する面接を原則として全員に対して行うべきであると考える。

■：今ほど出た面接の問題であるが、中央の取りまとめの1(2)の第4項は、「地域委員会は、必要があると判断した場合には、面接を実施する(委員会において、地域委員会は、情報の的確性を判断するための事実確認の手段として例外的に面接を行うことがあり得るという認識のもとに面接を実施することが認められた。)」ということであり、この必要性をどう理解するかの問題だと思われるが、いかがか。

○：中央の議論を読んでも、面接に害があるとか、意味がないという意見はなく、2人の方が、「日本では、不利益な処分をする場合、弁明をするときに面接があるのではないか。」というような意見が出されたくらいであった。これからの新しい裁判所内の裁判官の人事評価では、本人からの申告書面も受け付けるというのが検討されているようであり、面接を通して、あるいはその前に書面で申告してもらうことも含めて、本人からの情報は、いろいろな情報の中でかなりの大きい比重を占める有益な情報ではないかと思う。したがって、特別の場合だけというように、あまり絞りをかけない方がよいと思われる。

■：委員長という立場でなく、一裁判官の立場で申し上げれば、弁護士任官の場合の面接と異なり、裁判官を10年やっていて、裁判官として不適格かどうかという審査を受けるときの面接は大変な重圧であると思われる。

○：ただ、裁判所のこれからの人事評価では、裁判所内部でも評価権者による面接が行われるのであり、むしろ、国民の視点からの面接の方が重圧がはるかに少ないはずであり、裁判官の意識の問題にすぎないのではないか。裁判官も意識改革をしてもらえばよい。

- ：裁判所における評価権者による面接は、同僚として相互理解を図りながら行うものであり、内容的にも、先輩が後輩をいかに育成するかという観点で、これからの課題を提示して、フィードバックの趣旨も含めて行うという位置付けの面談である。
- ：国民の意識からは、落とすというより、これまでの裁判官としての姿勢、苦勞、これからの気持ちとか抱負とか、そういうことを確認するために面談をすることが大事である。したがって、試験ということではなく、本人からの情報が必要であり、有益だということであるのであって、何を知りたいのかを事前に明らかにしておけば、それほど重圧にもならないであろうし、個々の裁判官に与える影響も少ないのではないか。
- ：面談で何が得られ、地域委員会として何を審査するかということが問題になる。
- ：裁判官として必要な法的判断力や実務面での適性は、裁判所の資料によりかなり絞り込めると考える。地域委員会の意味があるとしたら、人柄の問題とか、どういう姿勢で裁判をやってきたかという大きな視点からの問題ということになると思う。そういう意味で、国民の視点としては、外部の委員が加わった地域委員会において個々の裁判官と直接接点を持つことに大きな意義があると思う。
- ：面接をどう位置付けるかという点で、中央の委員会の取りまとめと〇〇委員の意見とではその内容がかなり違ってきているという感じがする。中央の委員会は、セレクトというか、この制度が基本的にこういう制度だという制度の枠組みから出てきた自然の帰結になっているが、〇〇委員は、それとは別に、再任のときにはいったん国民のレビューというか、そういうものを一度通した方がよいというお考えなのだろう。その辺りが、うまくかみ合っていないという気がする。
- ：今後、追々考えていくということでもよいと思う。面接も大きな情報源であり、また、全対象者の方に国民の視点から聞きたいことがあれば、直ちに面接ということだけでなく、書面でお尋ねする、せめてそれくらいはあった方がよいと思う。
- ：〇〇委員の意見は、地域委員会の役割として、規則13条1項1号に「情報を収集する」ということが1番に挙げられているところと若干離れてきて、立法論に近くなっているという感じがする。人となりを見てやろうということになると、情報収集から少し離れてしまう。中央の取りまとめは、「特段の情報がある場合」などというように若干絞り過ぎかなとも思うが、人とな

- りまで見ることを前面に出すと広がり過ぎかなという感じがする。
- ：そういう方向にもっていくことが将来的にいいんだということは、ありうることは思う。あまりに絞りすぎて、面接が、かなり問題のある人の弁明の機会のような形だけになってしまうのも適当とはいえないであろう。
- ：日本では、聞く側の意思以上に、聞かれる側に負担を感じさせるというのは、委員長の言うとおりである。
- ：私としては、再任候補者と気軽に接点を持つということがよいのではないかと思う。
- ：それは、今後の運用で徐々にということになるのではないか。すぐには難しいだろう。
- ：将来的に、これまでの発想を変えて、再任候補者が10年に一度の自己アピールの機会ということに全体の意識がなっていくのであれば、それはそれでよいことだとは思う。
- ：それでは、これまでの議論を踏まえ、当面の方針として、「当地域委員会は、中央委員会が定めた方針に従い、個別のケースごとに面接の要否を検討していく。」ことを確認した上、今後の検討課題として、個別のケースごとに面接の要否に関する具体的判断を積み重ねていく中で、運用ルールを柔軟に検討していくということで、よろしいか。
- ：異議なし。
- ：検察官が各所に転勤した場合に、情報の収集の仕方がどうなるのかという問題があるようだが、いかがか。
- ：検察官が転勤していくときに、個別的な引継ぎをやっておけば、ある程度はカバーできる。問題は、裁判官もある程度の頻度で異動する。10年で3回異動した場合、2回前のところの情報をどの程度収集するのかという問題は出てくると思う。検察官からは、こういうことを知っている検察官が現在どこにいるという情報を出して、中央委員会の方で、その検察官に照会してもらおうという形が考えられると思う。
- ：前任の担当検察官がこういう体験があったようである、そのことを直接情報収集していただきたいということがあれば、当地域委員会から中央委員会にその旨報告し、中央委員会の判断で照会をしてもらうことはできると思われる。
- ：自発的に、他の地域の弁護士が、2年前に自分の地域にいた裁判官が現在名古屋にいて再任の時期であると思うが、実はこういう体験があったのだがと、直接に名古屋の地域委員会へ情報提供してきた場合はどうなるのか。

- ：基本的な枠組みとしては、地域委員会はその所管する当該地域の情報を収集するという考え方であるが、実際に当地域委員会あてに情報が送られてきた場合には、受付を拒否することもできないので、一般私人から情報提供があった場合と同様な取扱いをすることになるのではないかと。なお、裁判官の新しい人事評価制度が整備されれば、さきほどの検察官の転勤の問題も、各年度の裁判官の評価についての情報提供を行っていただくことにより、問題はなくなると思われ、協力願いたい。
- ：次に、情報の取りまとめに関する中央の取りまとめの1(2)の第5項は、了解ということよろしいか。
- ：異議なし。
- ：次に、司法修習生から判事補への任命の場合について協議を進めたい。  
中央委員会の取りまとめでは、「地域における情報については、実務修習結果報告書により、最高裁から委員会に提出可能なので、地域委員会による情報収集の必要性は限定的なものになる。」という趣旨で確認されているが、これでよろしいか。
- ：一般的な、そのための審議の期日までは必要ないというのが中央での取りまとめの趣旨のようだが、地域委員会に名簿が提供されたら、それに基づき、各委員のもとに特段の情報がある場合には、お知らせいただくということによいか。
- ：指導弁護士等、修習生と接している弁護士に特段の情報があれば、地域委員会で受け付けるということになろう。
- ：基本的な方針として、中央の取りまとめを了承するということがよろしいか。
- ：異議なし。
- ：次に、弁護士からの任官の場合について協議を進めたい。  
この場合は、地域委員会で当該弁護士の職務活動に関し、十分な情報を収集する必要があるということで、検察庁、弁護士会に対して、指名候補者についての個別の情報の提供を求めるとともに、裁判所に対しても指名候補者の名簿を提供して情報の提供を求めるとの取りまとめとなっており、また、裁判事件のリストを活用することも触れられている。この取りまとめで、しかるべき情報提供ができると思われるが、いかがか。
- ：異議なし。
- ：ただし、収入に関する資料の提出については、現在の推薦制度の下においては原則として必要ないと思われるが、「必要がある場合には、地域委員会

の判断により」とされているので問題ない。

■：本日の議論を踏まえ、当地域委員会の全体的な活動方針としては、「当地域委員会の情報収集は、中央委員会が定めた方針に従って行うこととするが、詳細については、今後の当地域委員会における具体的な案件の審議を通じて固めていく必要があるほか、活動の在り方について疑問が生じた場合には、必要に応じて中央委員会に照会をし、全体の活動の連携を図っていく。」という趣旨を確認しておくことでよろしいか。

○：異議なし。

(7) 次回の予定について

次回の地域委員会は9月17日(水)午後1時30分から、次々回の地域委員会は11月4日(火)午後1時から、それぞれ開催されることとなった。

なお、地域委員長から今後の地域委員会の審議においても高裁事務局長の説明が必要になる場面があると思われるので、事務局長には、地域委員会の要請があれば次回以降の地域委員会にも陪席し、適宜の説明等をお願いしたいとの提案がなされ、全委員が了承した。